

原子力災害避難対策検討会設置要綱

(設置)

第1条 東北電力株式会社東通原子力発電所において原子力災害が発生または、発生する恐れがある場合に、住民等の効率的な避難を実施するため、広域避難に係る諸課題について検討を行い、避難対策の充実・強化を図るために原子力災害避難対策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討会は、議長及び検討会委員をもって組織する。

2 議長は環境生活部次長をもって充てる。

3 議長は、検討会を総括する。

4 検討会委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(検討事項)

第3条 検討会は、次の各号に掲げる事項について、検討及び調整を行う。

(1) 情報連絡体制に関する事項

(2) 移動対策に係る事項

(3) 受入体制に関する事項

(4) 被ばく医療対策に関する事項

(5) 医療機関等の避難計画に関する事項

(6) 自主避難の抑制に関する事項

(7) その他広域避難に関する事項

(会議)

第4条 検討会の会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 議長は、必要に応じて関係機関に検討会の会議への参加を求めることができる。

(検討部会)

第5条 検討会の円滑な運営を図るため、検討会に検討部会を置く。

2 各検討部会は部会長となる機関と委員となる機関をもって組織する。

3 各検討部会における部会長を別表2に掲げる。

4 各検討部会における委員となる機関を別表2に掲げる。

5 部会長は、検討部会を総括する。

6 検討部会は、部会長が必要に応じて招集し、主宰する。

7 部会長は、必要に応じて関係機関に検討部会への参加を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、原子力安全対策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附則

本要綱は、平成26年7月18日から施行する。

別表1(第2条関係)

| |
|----------------------------|
| 総務部防災消防課長 |
| 環境生活部原子力安全対策課長 |
| 健康福祉部健康福祉政策課長 |
| 健康福祉部医療薬務課長 |
| 警察本部警備部警備第二課長 |
| 警察本部交通部交通規制課長 |
| 青森市危機管理課長 |
| 弘前市防災安全課長 |
| むつ市防災政策課長 |
| 野辺地町防災安全課長 |
| 横浜町企画財政課長 |
| 六ヶ所村原子力対策課長 |
| 東通村原子力対策課長 |
| 原子力規制庁 東通原子力規制事務所 原子力防災専門官 |

別表2(第5条関係)

| 検討部会名 | 部会長 | 委員(機関名) |
|--------------------------------|-----------|--|
| 情報連絡体制 | 原子力安全対策課長 | むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東通村、青森市、弘前市、原子力安全対策課、防災消防課 |
| 移動対策 | 原子力安全対策課長 | 原子力安全対策課、東通村、むつ市、横浜町、六ヶ所村、警備第二課、交通規制課 |
| 受入体制 | 原子力安全対策課長 | むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東通村、青森市、弘前市、原子力安全対策課、防災消防課 |
| 被ばく医療対策 (ヨウ素剤の配布、スクリーニング体制) | 医療薬務課長 | むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東通村、医療薬務課、原子力安全対策課 |
| 医療機関、社会福祉施設等の 避難計画 | 健康福祉政策課長 | むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東通村、健康福祉政策課、原子力安全対策課 |
| 自主避難の抑制 | 原子力安全対策課長 | むつ市、野辺地町、横浜町、六ヶ所村、東通村、原子力安全対策課 |